

令和2年8月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和2年8月25日 月曜日 9時00分開会
2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第三委員会室
3. 出席委員 14名

職名	議席番号	氏名	職名	議席番号	氏名
会長	4番	脇田 峰生	職務代理者	5番	日笠山 隆
委員	1番	日高 仙三	委員	2番	中村 裕臣
”	3番	中村 逸夫	”	6番	鮫島 繁樹
”	7番	深田 広文	”	8番	杉 為昭
”	9番	河本 アツミ	”	10番	牛越 紀幸
”	11番	岩本 延男	”	12番	中村 正幸
”	13番	日笠山 昭代	”	14番	坂本 江里子

4. 欠席委員 0名

5. 日程表

- (1)開 会
- (2)開会挨拶
- (3)議 事

日程第1号 議事録署名委員の指名

日程第2号 2 報告第6号 合意解約等について

日程第3号 2 議案第37号 農地法第3条に規定による許可について

日程第4号 2 議案第38号 非農地証明について

日程第5号 2 議案第39号 あっせんについて

日程第6号 2 議案第40号 農用地利用集積計画策定に係る意見について

- (4)そ の 他
- (5)閉 会

## (6)会議の概要

9時00分開会

次 第	発 言 者	内 容
1. 開 会	事務局長	○それでは、定刻、定足数に達しておりますので、これより令和2年8月西之表市農業委員会定例総会を開会いたします。 開会にあたり、会長にご挨拶いただき、その後議事進行をお願いいたします。
2. 開会挨拶	会長	(会長挨拶)
3. 議 事 開 会	議長	○これより本日の会議を開きます。 本日の日程は、配布しております議事日程のとおりであります。
日程第1号 議事録署名委員の指名	議長	○まず、日程第1西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。6番委員、7番委員を指名いたします。
日程第2号 2報告第6号	議長 事務局長	○続きまして日程第2日報告第6号、合意解約等について事務局に報告をお願いいたします。 ○日程第2報告第6号合意解約等についてを説明いたします。資料は1ページから2ページです。 今月の合意解約は1番から6番の6件で、台帳現況地目畑14筆、2万4,215㎡の合意解約がありました。 以上で説明を終わります。
日程第3号 2議案第37号	議長 事務局長	○ありがとうございました。それではただいまより議案審議に入ります。 日程第3議案第37号農地法第3条に規定する許可についてを議題といたします。 ○日程第3議案第37号農地法第3条の規定による許可についてを説明いたします。 資料は3ページから17ページです。 今月は賃借権設定39件、使用貸借権設定17件、所有権移転4件、合計60件の申請がありました。 1番です。上西大崎地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積3,402㎡を賃借により10年間借り受けるものです。 2番です。上西大崎地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積3,976㎡を賃借により10年間借り受けるものです。 3番です。上西大崎地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積1,903㎡を賃借により5年間借り受けるものです。 4番です。上西大崎地区です。台帳現況地目畑の3筆で、合計面積1,654㎡を賃借により5年間借り受けるものです。 5番です。上西大崎地区です。台帳現況地目畑の2筆で、合計面積4,357㎡を賃借により5年間借り受けるものです。 6番です。上西横山地区です。台帳現況地目畑の2筆で、合計面積4,728㎡を賃借により3年間借り受けるものです。 7番です。榕城本立地区です。台帳現況地目畑の2筆で、合計面積5,771㎡を賃借により5年間借り受けるものです。 8番です。榕城桃園地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積2,885㎡を使用貸借により5年間借り受けるものです。 9番です。榕城上之原町地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積4,338㎡を賃借により5年間借り受けるものです。 10番です。榕城上之原町地区です。台帳現況地目畑の3筆で、合計面積8,399㎡を使用貸借により10年間借り受けるものです。 11番です。榕城桃園地区です。台帳現況地目畑の8筆で、合計面積1万2,077㎡を賃借により3年間借り受けるものです。 本件11番については、許可後の経営面積が6番と合計で1万6,805㎡となり、下限面積の20アールを超えます。 12番です。安納大平地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積3,237㎡を使用貸借により10年間借り受けるものです。

13番です。安納峯地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積2,214㎡を使用貸借により10年間借り受けるものです。  
本件13番については、許可後の経営面積が12番と合計で5,451平米となり、下限面積の20アールを超えます。

14番です。安納峯地区です。台帳現況地目畑の2筆で、合計面積7,989㎡を使用貸借により10年間借り受けるものです。

15番です。安納下郷地区です。台帳現況地目畑の2筆で、合計面積4,951平米を賃借により5年間借り受けるものです。

16番です。安納下郷及び現和庄司浦地区です。台帳現況地目畑及び田の7筆で、合計面積1万3,096㎡を賃借により3年間借り受けるものです。

17番です。安納下郷地区です。台帳現況地目田の1筆で、合計面積1,893㎡を賃借により3年間借り受けるものです。

18番です。安納下郷地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積4,679㎡を賃借により3年間借り受けるものです。

19番です。安納下郷地区です。台帳現況地目畑の3筆で、合計面積4,639㎡を賃借により3年間借り受けるものです。

20番です。安納軍場地区です。台帳現況地目畑の2筆で、合計面積7,536㎡を賃借により3年間借り受けるものです。

21番です。安納峯地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積5,489㎡を賃借により5年間借り受けるものです。

22番です。安納峯地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積2,589㎡を売買により所有権移転するものです。

23番です。下西上石寺及び川迎地区です。台帳現況地目畑の2筆で、合計面積4,379㎡を使用貸借により5年間借り受けるものです。

24番です。下西川迎地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積786㎡を使用貸借により5年間借り受けるものです。

25番です。下西鞍勇地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積3,081㎡を賃借により3年間借り受けるものです。

26番です。下西川迎地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積2,640㎡を賃借により3年間借り受けるものです。

27番です。下西若宮地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積1,305㎡を賃借により5年間借り受けるものです。

28番です。国上寺之門地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積3,240㎡を使用貸借により5年間借り受けるものです。

29番です。国上野木平地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積6,421㎡を賃借により3年間借り受けるものです。

30番です。国上野木平地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積3,446㎡を賃借により10年間借り受けるものです。

31番です。現和近政地区です。台帳現況地目畑の3筆で、合計面積5,841㎡を使用貸借により5年間借り受けるものです。

32番です。現和庄司浦地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積2,957㎡を使用貸借により5年間借り受けるものです。

33番です。現和庄司浦地区です。台帳現況地目畑の2筆で、合計面積6,261㎡を賃借により10年間借り受けるものです。

34番です。現和庄司浦地区です。台帳現況地目畑の3筆で、合計面積8,811㎡を賃借により2年間借り受けるものです。

35番です。現和近政地区です。台帳現況地目畑の3筆で、合計面積4,947㎡を賃借により3年間借り受けるものです。

36番です。現和近政地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積1,322㎡を使用貸借により5年間借り受けるものです。

37番です。現和近政地区です。台帳現況地目畑の2筆で、合計面積4,125㎡を使用貸借により5年間借り受けるものです。

38番です。現和近政地区です。台帳現況地目畑の3筆で、合計面積7,298㎡を賃借により5年間借り受けるものです。

39番です。現和近政地区です。台帳現況地目畑の3筆で、合計面積1,119.53㎡を使用貸借により5年間借り受けるものです。

40番です。現和近政地区です。台帳現況地目畑の2筆で、合計面積2,149㎡を使用貸借により5年間借り受けるものです。

41番です。現和近政地区です。台帳現況地目畑の10筆で、合計面積2万1,347㎡を使用貸借により3年間借り受けるものです。

42番です。現和庄司浦地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積4,339㎡を贈与により所有権移転するものです。

43番です。住吉上能野地区です。台帳現況地目畑の2筆で、合計面積6,105㎡を賃借により5年間借り受けるものです。

本件43番については、許可後の経営面積が6,105平方メートルとなり、下限面積の20アールを超えます。

44番です。伊関沖ケ浜田地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積3,171㎡を賃借により10年間借り受けるものです。

本件44番については、許可後の経営面積が3,171㎡となり、下限面積の20アールを超えます。

45番です。伊関伊関地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積5,034㎡を賃借により5年間借り受けるものです。

本件45番については、許可後の経営面積が15番と合計で9,985㎡となり、下限面積の20アールを超えます。

46番です。伊関沖ケ浜田地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積1,398㎡を贈与により所有権移転するものです。

47番です。国上湊地区です。台帳現況地目畑の2筆で、合計面積1,786㎡を賃借により5年間借り受けるものです。

48番です。国上湊地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積2,610㎡を賃借により5年間借り受けるものです。

49番です。国上湊地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積3,163㎡を賃借により5年間借り受けるものです。

50番です。国上湊地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積1,623㎡を使用貸借により5年間借り受けるものです。

本件50番については、許可後の経営面積が49番と合計で4,786平米となり、下限面積の20アールを超えます。

51番です。安城平山地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積1,190㎡を賃借により3年間借り受けるものです。

52番です。安城平山地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積1,388㎡を賃借により3年間借り受けるものです。

53番です。安城平山地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積793㎡を賃借により3年間借り受けるものです。

54番です。現和武部地区です。台帳現況地目畑の4筆で、合計面積1万1,063㎡を使用貸借により10年間借り受けるものです。

55番です。住吉里之町地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積2,466㎡を賃借により5年間借り受けるものです。

56番です。住吉里之町地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積1,749㎡を賃借により5年間借り受けるものです。

57番です。住吉里之町地区です。台帳現況地目畑の3筆で、合計面積7,886㎡を賃借により5年間借り受けるものです。

58番です。住吉里之町地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積3,000㎡を賃借により5年間借り受けるものです。

59番です。住吉中之町地区です。台帳現況地目畑の3筆で、合計面積2,114㎡を賃借により1年間借り受けるものです。

60番です。住吉中之町地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積1,480㎡を交換により所有権移転するものです。

以上で説明を終わります。委員の皆様のご審議よろしくお願ひします。

議長

○ありがとうございました。ただいま事務局のほうから説明がありました。続いて、担当委員のほうから順次報告を受けたいと思います。

議長

○まず担当委員の報告で1番から5番までが私の担当ですので、私のほうから報告をさせていただきます。  
整理番号1番、これは大崎在住の青果用イモが、メインでつ

くってる農家ですけれども、現在、青果用イモが作付けをされておりました。

7月23日担当推進委員、借人、立会で現地を確認をしてまいりました。

また、貸人のほうは、高齢で在住のほうもご覧のように、他県ってということで、電話で確認をしております。申請通り間違いありませんでした。

整理番号2番のほうですけれども、同じく、借人のほうは、1番と同一の方で、これも7月23日、借人、推進委員立ち会いのもとで、現地を確認してまいりました。

これも、同じように青果用いもを作付されておりました。

貸人のほうには、電話で確認をして申請どおり間違いありませんでした。

整理番号3番、4番、5番のほうは借人のほうが同一ですので、続けて連続で報告をさせていただきます。

借人は、市内の青果市場出荷専門で、農業されている方です。

7月23日、借人夫婦、推進委員立ち会いで、現場を確認してまいりました。

整理番号3番のほうは、ただいまスナップの準備をしているところでした。

貸人は、整理番号1番2番の借人で、借人から相談を受け貸し付けることになったようです。

整理番号4番のほう、同じく立会人は一緒です。

前作が終わりまして、カボチャを植付の準備をしておりました。

続いて整理番号5番です。

これも同じくで推進委員、借人夫婦立ち会いのもとで、現地を確認してまいりました。

ここも、次のカボチャの準備をしておりました。

貸人のほうは、ちょっと体調が悪いということで、電話で確認をしました。

申請どおり内容は間違いありませんでした。以上です。

5番委員

○5番です。整理番号7、8、9は、借人が同じですので、よろしく願います。

まず7番ですが、21日に、私と推進委員2名の3名で、現地を確認しております。

現地は、本立の農機店の西側に隣接するところでして、以前から貸人が作った農業用倉庫、ハウス、果樹園、畑等がありまして、そのうち農業用倉庫、ハウス、畑の部分を借り受けて安納イモをつくっております。

貸人は、福岡在住で、電話にて確認をしております。

借人のほうは、中西在住の担い手農家の方です。

次、8番の申請は、貸人のほうは、中西在住なんですけれどももう離農されておまして、以前から親しくしている借人と使用貸借の契約するということです。この圃場は給食センターの前になります。

安納いもを作付しておりました。

9番ですが、貸人の方は中西在住で既に離農、引退されています。

借人のほうも中西ですので、借人から貸してほしいとの要望があったということです。

半分は安納イモ、半分はバレイショ用に空けている状態でありました。

それから、10番になりますが、ここはやっぱり中西在住の親子間の、使用貸借ということになります。

3筆ありまして、安納いも、あと澱粉いもを植え付けておりました。使用期間10年ということです。

11番になりますが、ここも、やっぱり中西在住の地主として、場所は給食センターの前に、県道沿いにあるところです。

借人は、新規就農となっておりますが、以前は法人で活動し

	<p>ていた方です。 初期の除草に失敗した様子になっておりました。 貸人には電話で確認、双方確認し間違いありません。よろしくお願ひします。以上です。</p>
議長	<p>○すいません。報告が漏れていました。 6番です。貸人の方は中西在住で土地持ち非農家で、借人は5番委員が報告しました11番の借人と同一人でありまして、圃場には青果用サツマイモが栽培されておりました。 双方確認の結果、申請は間違いありません。 申し訳ありません。</p>
1番委員	<p>○はい、1番です。12番から22番までが、私の担当ということで報告をさせていただきます。 ちょっと件数と筆数が多かったもんですから、推進委員と日程を合わせて、昨日、1日かけて、全てを現地確認したところです。 まず、12番です。貸人借人は、兄弟関係にあります。 以前は、貸人のほうは、県外のほうに住んでおったんですけど最近帰ってきまして、やっとうこういう、手続ができたところです。12、13番あわせて報告いたします。 12番は試験場の近くにある農地であります。ここには、安納いもを作付しておりました。 13番は、峯地区にある農地でありまして、ここにも安納イモを作付けしておりました。 契約期間が10年、兄弟ということでありまして、賃借料はなしということでございます。 14番について説明いたします。 ここ借人貸人は、親子関係にありまして、借人は、伊関在住の安納イモ等を作っている方でございます。 峯地区にある農地で、安納イモを植え付けております。 昨日、行ったらもう、収穫をしている途中でありました。 今後、親子関係ということで、賃借料はなしということでございます。 15番について説明します。 借人は、建設業を営む方でありまして、最近、農業を始めております。 貸人のほうは、下郷地区に住む、農地所有適格化法人に勤める方でございます。 貸人の息子さんが、借人と同じ会社に勤務している縁で、今回こういう、契約に至ったということでございます。 現地には、下郷地区にある農地でありまして、2筆とも、安納イモを植え付けておりました。 16番から20番に関しましては、借人が一緒であり、落花生生産及び加工する方でございます。 16番に関しましては、貸人は、下郷在住の方でありまして、ちょっと体を悪くしておりまして、規模縮小ということで、畑を貸しておるところです。この農地につきましても、下郷地区にある農地でありまして、全部、落花生を、加工用にも入っているそうですが、収穫途中でございました。 これ、双方確認いたしました。申請どおり間違いありませんでした。 17番につきましても、借人は一緒でございます。貸人のほうは、榕城地区に住んでいる方でありまして、安納校区下郷地区において、キビを少しばかり、相続された農地に生産している方でございます。 ここ下郷地区の農地でありまして、ここには、落花生が作付しておりました。 18番に関しましては、貸人は同じく下郷地区、農地につきましても下郷地区にあります。 ここも落花生の掘り取りが終わっておりました。双方確認いたしました間違いありませんでした。</p>

19番貸人のほうは、県外在住でありますがお母さんという方が、下郷地区で元気で暮らしておりますので、お母さんのほうに確認しております。

この農地に関しましては、全部下郷地区にありますけど、落花生を植え付けておりました。

20番に関しましては、貸人のほうは、伊関沖ヶ浜田在住の方であります、ちょっと知り合いということで、農地を借り受けておるところです。場所につきましては軍場地区であります、ちょうど軍場地区の農道から県道に入るところにある農地であります。

エダマメをここには植えておったということですが、収穫が終わっておるところでした。

21番であります、貸人は下郷在住の方で、借人のほうは、今安納イモを、植えております。

主に安納イモ、バレイショ等をつくる農家であります。

現在は安納イモを植え付けておりました。

双方確認しております。間違いございませんでした。

22番に関しましてですが、貸人のほうは、譲渡人のほうは、峯地区に住んでいる方でございまして、もう、離農しております、親戚の方の手伝いとかしている方でございます。

譲受人のほうは、勤め人ですが、お父さんが昨年亡くなられて、相続した農地でいろいろと作っているところですよ。

この農地につきまして確認したところ、峯地区にある農地ですが、澱粉イモを作付しておりました。双方確認いたしました。間違いございません。以上です。

2番委員

○2番です。整理番号23番と24番、借人の方が、同じなので、一緒に報告させていただきます。

貸人の方は、叔母にあたるようで、今回、経営規模拡大のため、申請に至りました。

23番の東之隅と24番は、隣接する圃場でありましたが、現在は一筆に合併され澱粉イモをつくっております。

23番の向牧という畑は、スナップの準備をしておりました。

この向牧の畑なんですけど、本人から、ちょっと、道下であって、道路からの雨水の流れ込みによる法面の崩土が心配してました。

借人の方は花里に住む方です。

先日、8月24日、推進委員の方と本人立ち会いのもと、現地確認しております。

25番26番に関しても、借人の方が同じなので一緒に報告させていただきます。

調査日は8月20日で、推進委員の方と本人立ち会いのもと、行っております。

どちらの圃場にも、澱粉イモをつくっております。

25番の貸人の方は、経営規模を縮小するというので、借人の方の規模拡大のために、貸しております。

26番の貸人の方も、25番と同様であります。

27番は、8月20日に現地調査を行っております。

圃場は耕耘されており、ブロッコリーの準備を進められていました。

貸人の方は、御高齢による規模縮小のため、借人は規模拡大のため今回の申請になったそうです。借人の方は、JAに勤める方です。以上です。

3番委員

○3番です。整理番号28番について報告します。

8月21日に推進委員の方と、借人立ち会いのもと現地調査を行いました。

借人は、安納イモを作付する国上校区在住の農家です。

現地には、安納イモを作付しておりました。

農業機械についても、一式そろっており、経営技術にしても申し分ありません。

なお、貸人には、8月21日、電話にて確認しております。

以上、双方確認の結果、許可相当と考えます。  
整理番号29番について報告いたします。  
同じく8月21日、推進委員の方と借人立ち会いのもと、現地調査を行いました。  
借人は、水稻、安納イモ、ガジュツ、ジャガイモを生産する上西校区在住の農家です。  
現地には、安納イモを作付しておりました。  
農業機械についても、一式そろっており、経営技術についても申し分ありません。  
なお、貸人には電話にて確認をしております。  
以上、双方確認の結果、許可相当と考えます。  
整理番号30番について報告いたします。  
同じく8月21日に、推進委員の方と借人立ち会いのもと、現地調査を行いました。  
借人は、安納イモ、サトイモ、タマネギを生産する国上校区在住の農家です。  
現地には、安納いもを作付しておりました。  
農業機械等も一式そろっており、経営技術にしても、申し分ありません。  
なお、貸人とは、電話で確認をとりました、双方確認の結果、許可相当と考えます。  
以上で説明を終わります。

6 番委員

○6番です。整理番号31について報告いたします。  
8月20日午後、借人立ち会いのもと現地確認を行いました。  
貸人は、土地持ち非農家で、借人とは親戚であります。  
借人は安納イモ、ジャガイモ等経営する専業農家で、機械等も一式そろっており、何ら問題ないと思います。  
現地は来年、安納イモを作付するためにきれいに整地されておりました。  
なお、貸人には電話で確認をとっております。  
次に、整理番号32番について報告いたします。  
同じく20日借人立ち会いのもと現地確認を行いました。  
貸人は土地持ち非農家で、甥に当たる借人に貸したいということで、今回の申請になったようです。  
借人は、園芸作、澱粉イモ等生産する専業農家で、機械類も一式そろっており、経営技術にも、何ら問題ないと思います。  
現地には澱粉いもを作付しておりました。  
貸人には電話で確認をとっております。  
双方確認の上、許可相当と考えます。  
次に、33番、34番は、借人が同一人物でございますので、まとめて報告いたします。  
貸人は、いずれも借人の叔父に当たります。  
両件の貸人は鹿児島在住で、申請地は、今まで借人が管理していたところでございます。  
34番の貸人の方は、数年後、親戚の方に売却したいということでもございました。  
借人は、安納イモ、キビを作付する専業農家で、また機械作業は義理の兄に作業委託しているということで、頑張っているようでもございます。  
経営技術には何ら問題ないと思います。貸人には電話で連絡をとっております。  
次に、整理番号35番について報告いたします。8月22日午前、現地確認を行いました。  
借人は、先ほど一番委員が報告しました整理番号17番の借人で、落花生の生産加工販売している認定農業者でございます。  
現地では、落花生の収穫作業が行われておりました。  
借人は機械もそろっており、技術的にも何ら問題ないと思います。  
なお、貸人には、電話で確認をとっております。  
双方確認の上、許可相当と考えます。



次に、整理番号36、37、38、39番は、借人が同一人物であるためまとめて報告をいたします。

8月22日午前、借人立ち会いのもと、現地確認を行いました。借人は、安納イモ、でん粉イモ、ブロッコリーを生産する専業農家でございます。

機械等も一式そろっており、技術的にも何ら問題ないと思えます。

当地には安納イモ、でん粉イモが作付されてました。

各貸人には電話で確認をとっております。

次に、整理番号40番について報告します。

8月22日午前、借人立ち会いのもと現地確認を行いました。借人は、JAに勤めるながらの兼業農家でございます。借人と貸人は兄弟でございます、弟の所有する畑を、兄が借り受けるということで今回の申請になっております。

現地には、安納イモが作付されておりました。

機械作業は委託して、米とイモをつくっているということで、貸人には電話で、確認をいたしました。

何ら問題ないと思えます。

整理番号41番について報告します。

8月21日午後借人立ち会いのもと、現地確認を行いました。借人は、貸人に雇われながら安納イモ、澱粉イモ、焼酎イモ等を作付している兼業農家です。

今回の申請地には、それぞれ、安納イモ、澱粉イモ、焼酎イモが植え付けされておりました。

借人は機械等も一式そろっており、技術的にも何ら問題ないと思えます。

整理番号42番について報告いたします。

8月20日、午後、借人立ち会いのもと、現地確認を行いました。

譲渡人は、今回、所有権の移転ということで、電話で譲渡人に確認をとったところ、贈与ということで、問題ない、間違いのないようでございます。

譲受人は、安納イモ、カボチャ等を経営する専業農家です。

現地には、安納イモが作付されておりました。

譲受人には、機械類も一式そろっており、技術的にも何ら問題ないと思えますので、

双方確認の結果、許可相当と考えます。以上でございます。

○7番委員 ○7番です。

整理番号43番について説明いたします。

8月19日、午前、推進委員、借人立ち会いのもと、現地調査を実施をいたしました。

現地は、住吉の上能野内で、現在圃場には、一部ゴーヤが作付され、また、本年度作付予定のスナップエンドウ、ソラマメの作付の準備中ございました。

借人は、7年前に本土から帰島し、兄たちの栽培技術指導を受けながら現在に至ったということでした。

農業機械類については、兄所有の機械を借りているとのことでした。

貸人は、借人の兄であり、高齢もあり、経営縮小したいということでした。

申請内容については、電話で確認をとりました。

調査の結果、申請のとおり、許可相当と思われまます。

以上で報告を終わります。

○8番委員 ○はい、8番委員です。

44番から46番につきまして、昨日、地区担当推進委員と現地を確認いたしました。

44番につきまして、貸人と借人は、叔父甥関係にありまして親戚でございます。

貸人は山口県在住ということで、畑の管理につきましては、兄弟の人にすべて任せているということで、姉と電話で確認を

	<p>とりました。</p> <p>現地につきましては、借人と確認しております。間違いのないと思います。</p> <p>45番につきましては、借人は、先ほど整理番号15番の借人と同一人物でございます、1番委員が説明したとおりでございます。</p> <p>貸人につきましては、電話で確認をしてしてございます。間違いのないと思います。</p> <p>46番につきましては、義理の兄弟関係にありまして、譲渡人が高齢ということで、譲受人に贈与という形で、双方とも、連絡確認をとっております。間違いのないということでございます。以上です。</p>
9番委員	<p>○9番です。整理番号47、48については、借人が同じですのでまとめて報告します。8月23日、推進委員、借人、立ち会いのもと現地調査を行いました。</p> <p>借人は、以前から管理をしていたのですが、今回改めての契約だということです。</p> <p>以前から農業しており、農業機械もそろっており、また父親も手伝ってくれるということで何も問題はないと思います。</p> <p>畑には既に安納紅を植えておりました。</p> <p>貸人の方にはそれぞれ電話で確認をとっております。申請書どおり間違いのないということです。</p> <p>続いて、49、50番について報告します。</p> <p>8月22日8時頃、推進委員、借人立ち会いのもと、現地調査を行いました。</p> <p>借人は、新規就農となっておりますが、勤めながら、農業することでした。</p> <p>貸人と親子関係ですので、機械も父親が持っていて、それを使用しながら、両親にも手伝いをもらいながら、やっていくことでした。</p> <p>49番の畑にはジャガイモを、50番の畑には安納いもを植えておりました。</p> <p>貸人は父親と叔父さんということで、二人には会って確認をとっております。</p> <p>以上確認の結果、許可相当と考えます。以上です。</p>
10番委員	<p>○10番です。整理番号51、52、53について、借人が同一のため、同時に報告いたします。</p> <p>8月21日、借人、推進委員の3名で、現地確認を行いました。</p> <p>整理番号51と53は、一枚の畑となっており、既に安納いもが作付けされておりました。</p> <p>52番につきましても、既に作付けが、完了しておりました。</p> <p>借人は、安城在住の兼業農家で、規模拡大のため、このたび、正式に許可申請を出したとのことでした。</p> <p>現在、安納イモでん粉イモ合わせて、2町5反ほど経営されている、借人でございます。</p> <p>機械技術等一式そろっており何ら問題ありません。</p> <p>貸人にも電話にて、申請内容を確認しております。双方確認の上、許可相当と考えます。以上です。</p>
12番委員	<p>○12番です。番号54について報告いたします。</p> <p>8月23日、朝8時半、借人立ち会いで、現地調査を行いました。</p> <p>借人は、安納イモを中心とした現和校区在住の農家の方です。</p> <p>貸人借人は、親子関係にあります。</p> <p>畑には、安納イモを植えておりました。</p> <p>農業機械も一式そろっており、経営技術においても何ら申し分ありません。</p> <p>貸人とは電話にて確認しました。</p> <p>双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。</p>
13番委員	<p>○整理番号55から60について報告をいたします。</p> <p>すべて、8月20日、譲受人及び借人、担当推進委員立ち会</p>

		<p>いのもと、現地調査を行いましたので、順番に報告をいたします。</p> <p>まず整理番号55から58につきましては、借人が一緒ですので、まとめて報告をいたします。</p> <p>借人は、サトウキビ等を作付する榕城校区在住の兼業農家でございます。</p> <p>貸人は、土地持ち非農家及び不在地主です。</p> <p>借人は、妻の実家がある住吉の農地を借りることで、農地の集積を図りながら、経営拡大を図っており、今回の申請となりました。</p> <p>現地には、安納イモが作付されており、農業機械についても一式そろっており、経営技術についても申し分ありません。</p> <p>貸人には電話にて、内容について相違ないことを確認しておりますので、許可相当と考えます。</p> <p>次に整理番号59について報告します。</p> <p>借人は、農協の技術員を務める下西校区在住の兼業農家です。</p> <p>貸人は、土地持ち非農家のため、知り合いである借人をお願いをし、今回の申請となりました。</p> <p>現地には、これからジャガイモを作付するとのことです。</p> <p>また、登記上3筆になっておりますが、現況は一枚です。</p> <p>貸人には、電話で相違ないことを確認しており、許可相当と考えます。</p> <p>整理番号60について報告します。</p> <p>譲受人は、住吉在住の専業農家です。</p> <p>今回の申請は、譲受人所有の国上の土地と交換することで、お互いの利便性、利用価値が上がることから、申請となったということです。</p> <p>譲渡人については、電話で相違ないことを確認しており、許可相当と考えます。以上で報告をいたします。</p>
	議長	○この件につきまして、皆さんのほうから何か質疑等ありましたら、挙手をお願いをいたします。
	10番委員	○すみません、この41番の件ですけども、1町1反の畑が使用貸借になってますけども、何か理由はございますか。
	8番委員	○借人は、譲受人の建設会社の従業員で、規模拡大の相談をしたところ、譲渡人が地域の担い手になって欲しいとの思いもあって、今回申請に及んだそうです。
	議長	○耕作してるということです。この件については、ほかに何か皆さんのほうから。
	議長	○ないようですので質疑を終了しまして、議案第37号農地法第3条の規定による許可についてを採決をしたいと思っております。
		許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員 挙手)
	議長	○ありがとうございました。 全会一致ですので、本案は許可することに決定をいたしました。
日程第4号 2議案第38号	議長	○続きまして日程第4議案第38号非農地証明についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。
	事務局	<p>○日程第4議案第38号非農地証明についてを説明いたします。資料は18ページです。</p> <p>1番です。上西大崎地区です。台帳地目は田ですが、昭和50年頃から耕作せず、現在原野となっております。交付基準1(イ)に基づいた申請です。</p> <p>2番です。榕城小牧地区です。台帳地目は畑ですが、平成元年頃から耕作せず、現在雑種地となっております。交付基準2に基づいた申請です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	議長	○はい、ありがとうございました。ただいま事務局のほうから説明がありました。この件に対しましては、現地調査が行われております。

		調査委員長の報告をお願いいたします。 (「はい」の声あり)
	5番委員	○5番です。昨日ですが、現地調査をいたしました。調査員は、事務局2名、3番委員、4番委員、地区担当推進委員で申請人立ち会いのもと調査しました。 番号1の現地は、大崎の海岸線にある、台帳上田なんですが、見てのとおり、原野化しており、奥のほうは竹が繁茂しております。 現地を確認して、許可相当であるということであります。 皆さんの意見をよろしく願います。 番号2は、小牧の公民館から市の図書館においていく道沿いからの左側に当たるところで、2年ぐらい前まではゲートボール場として利用されていたようです。 利用されていた方も高齢化して、今では利用されず、ごらんのとおりのセイタカアワダチソウが蔓延るところです。 申請人は、所有者の娘さんでした。 ここは、都市計画区域第1種中高層住居専用地域内にあり、周囲の状況からみて、農地として復元しても継続利用ができないと見込まれるので、調査委員一同、許可相当であるということで、意見の一致をみたところです。以上よろしく願います。
	議長	○ありがとうございます。ただいま調査委員長のほうから報告がありました。担当委員の報告ということで私も整理番号1に同行しました。 ただいま、調査委員長の報告のとおりでございます。 海岸に隣接しており、どう見ても農地に復元をできないと、見ました。
	議長	(「ありません。」の声あり) ○ただいま事務局、調査委員長、また、担当のほうから報告御説明がありましたけれども、皆さんのほうから何か質疑がありましたら、挙手をお願いいたします。
	議長	(挙手なし) ○はい。それではないようですので、議案第38号を採決いたします。 原案どおり非農地であることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
	議長	(全員挙手) ○ありがとうございます。全会一致で本件は、非農地であることに決定をいたしました。
日程第5 2議案第39号	議長	○続きまして、日程第5議案第39号あっせんについてを議題といたします。事務局説明をお願いします。
	事務局	○日程第5議案第39号あっせんについてです。資料は19ページです。 1番「売りたい」の申し出です。場所は住吉・形之山地区です。売買金額については45万円/10aでお願いしたいとのことです。あっせん委員につきましては、7番深田委員と、13番日笠山委員をお願いいたします。以上です。
	議長	○ありがとうございます。ただいま事務局のほうから、あっせんの案件について説明がありました。 何か皆さんのほうから質疑等ありましたら、挙手をお願いいたします。
	7番委員	(「はい」の声あり) ○売買価格がちょっと高額かなと思います。 貸し借りの要望ないのでしょうか。
	事務局	○申出人とちょっと話をしたところですが、本人としては土地としてもう処分をしたいという意向が強くて、貸し借りを含めた届出は受けていません。 事務局としては、今回のあっせんの状況を受けて、申出人には、売買が今のところできそうにないということをお伝えした後に、貸し借りではどうでしょうかと打診したいと考えている

7番委員	<p>とこです。</p> <p>○私、個人的には、高額なので、斡旋は難しいと考えていますので、うまくいくように取り持つには、金額を下げられないか打診して欲しいと思います。</p> <p>よろしくお願いします。</p>
事務局	<p>○はい、わかりました。今のご意見を踏まえて、申出人に再度確認いたします。</p>
8番委員	<p>○すいません、8番委員です。あっせんというか農地の仲介という観点から、この本件についてはではないんですけども、先日推進委員と一緒に農地意向調査の中で、安納イモの生産農家は、やはり生産地に安納という字名がついたほうがやはり、売しやすいとかちょっとブランド力あるとか、そのようなことがあって、物すごく土地を求めているんですよ。</p> <p>そしたら、沖ヶ浜田地区で、ある法人が、平均で1万3,000円から1万5,000円で貸し借りをやってるんですけども、2万という提示をして、農地を集めているということで、やる気のある農家が、なかなか農地を借りることができないということでちょっと苦情がありまして、この点につきまして、その法人に対して注意・指導等なりできるものなのか、それとも、ほかにかしめるべき方法があるのかそこら辺をちょっと伺いたいと思います。</p>
議長 事務局	<p>○事務局、どうですか。</p> <p>○農業委員会として農地標準借地料を提示してはいますが、これについては、あくまで農地の貸し借りをを行う場合の参考として情報提供させていただくものですので、この金額でしないといけないっていう効力は何もないので、高額で借りるところについては、その金額でされても、どうしようもないのかなというところもありますし、実際に標準額より、逆に安く借りるところもあるとすれば、無償で無償貸借という方法でやってるところもあるので、実際は、農地の賃借人と貸借人の双方で、標準額を参考にして、農地の形状・利便性を考慮して、協議決定していただきたいところです。</p>
議長	<p>○先月の総会でも、審議しましたが、地域の賃借に比べてかなりな高額な借賃で契約が締結されている場合は、許可することのできない判断基準があるようであります。</p> <p>相対での農地の貸し借りでは、貸人は、やっぱり1円でも高いほうに貸したいというこういう意向もありまして、我々にはみえないこともあり、こちらからの指導等はなかなかできないところで、厳しいかと思えます。</p>
8番委員	<p>○形が悪い、水はげが悪い、など利便性が悪いところ条件の悪いところは返還されている。</p> <p>大規模農家・法人以外の農家は、条件の悪い畑しか借りられないと</p> <p>●●●●●●●●●●●●●●●●●●</p>
議長	<p>○この質問については、農業会議所を通じてほかの市町の事例等調査してください。</p>
事務局 議長	<p>○はい、調査してみます。</p> <p>○よろしいですか。</p>
議長	<p>(「はい」の声あり)</p> <p>○ほかにはないようでしたら、あっせん委員になられた方ちょっと大変ですけども、よろしくお願いしますと思います。</p> <p>会議も長引いておりますので、ここで10分間ぐらい休憩を挟みたいと思います。</p> <p>この時計で、10分っていうのもなんですので、10時35分から再開をいたしますので、よろしくお願いします。</p> <p>(10時35分再開)</p>
日程第6 2議案第40号	<p>議長</p> <p>○それでは日程第6議案第40号の審議の前にお諮りをいたします。</p> <p>議案第40号農地利用集積計画策定に係る意見についてのう</p>

	<p>ち、利用権の設定、整理番号1及び2は、2番委員が、利用権設定を受ける者になっており、農業委員会法第31条、議事参与の制限の規定により、2番委員が議事に参与できません。</p> <p>したがって、議事の進行上、議案第40号、農地利用集積計画策定に係る意見のうち、まず、利用権設定、整理番号1及び2を審議し、その後、利用権の設定整理番号3以降を審議したいと、考えます。御異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」の声あり）</p>
議長	○はい。それでは、議案第40号農地利用集積計画策定に係る意見について、事務局説明をお願いいたします。
事務局	<p>○日程第6議案第40号農用地利用集積計画策定に係る意見についてを説明いたします。</p> <p>まず始めに、利用権の設定を説明いたします。20ページをお開き下さい。</p> <p>1段目です。期間が令和2年9月1日から令和3年8月31日の1年間、地目畑、面積は2,245㎡、合計面積2,245㎡、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。</p> <p>2段目です。期間が令和2年9月1日から令和5年8月31日の3年間、地目畑、面積6万2,206㎡、合計面積6万2,206㎡、利用権の設定をする者10人、受ける者4人です。</p> <p>3段目です。期間が令和2年9月1日から令和6年4月30日の3年8ヶ月間、地目畑、面積1,684㎡、合計面積1,684㎡、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。</p> <p>4段目です。期間が令和2年9月1日から令和7年8月31日の5年間、地目畑、面積5万7,469㎡、合計面積5万7,469㎡、利用権の設定をする者15人、受ける者10人です。</p> <p>5段目です。期間が令和2年9月1日から令和12年8月31日の10年間、地目畑、面積8万2,920㎡、合計面積8万2,920㎡、利用権の設定をする者24人、受ける者6人です。</p> <p>6段目です。期間が令和2年9月1日から令和22年8月31日の20年間、地目畑、面積3,115㎡、合計面積3,115㎡、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。</p> <p>内訳については21ページから25ページを、詳細については26ページから86ページをご覧ください。</p> <p>続きまして、農地中間管理事業分の利用権設定です。87ページをお開き下さい。</p> <p>1段目です。期間が令和2年9月1日から令和5年8月31日の3年間、地目畑、面積7,546㎡、合計面積7,546㎡、利用権の設定をする者2人、受ける者2人です。</p> <p>2段目です。期間が令和2年9月1日から令和7年8月31日の5年間、地目畑、面積5,140㎡、合計面積5,140㎡、利用権の設定をする者2人、受ける者2人です。</p> <p>3段目です。期間が令和2年9月1日から令和8年1月31日の5年5ヶ月間、地目畑、面積3万5,908㎡、合計面積3万5,908㎡、利用権の設定をする者3人、受ける者3人です。4段目です。期間が令和2年9月1日から令和12年8月31日の10年間、地目畑、面積2万4,304㎡、合計面積2万4,304㎡、利用権の設定をする者6人、受ける者4人です。</p> <p>内訳については88ページから89ページを、詳細については90ページから105ページをご覧ください。</p> <p>以上で説明を終わります。委員の皆様ご審議よろしく願いいたします。</p>
議長	○ありがとうございました。
	ここで農業委員会法第31条の規定により、2番委員の議場よりの退出を求めます。
議長	（2番委員 議場退室）
議長	○はい。それではただいま事務局の説明に続きまして、農用地利用集積計画策定に係る意見についての、利用権の設定整理番号1及び2について、担当委員の報告をお願いいたします。
5番委員	○5番です。8月21日に、借人と地区担当推進委員3人で、

	<p>現地を調査いたしました。</p> <p>整理番号1は、貸人は土地持ち非農家で西之表在住の方です。現地は鞍勇の、道路沿いにある、ちょっと大きな畑でした。安納イモを作付しておりました。</p> <p>申請どおり間違いのないことです。借人は、認定農業者であり、機械等も一式そろっており、やる気のある若者であります。</p> <p>整理番号2にいきます。貸人は鹿児島市在住の不在地主でありまして、現地は、下西の農業委員会の標準地がありますが、その隣に位置する畑でした。</p> <p>現地には、安納イモを作っていました。以上です。どちらも問題はないと思います。</p>
議長	<p>○それでは審議に入ります。ただいまの整理番号1及び2の説明報告に対して皆さんのほうから何か質疑等ありましたら。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議長	<p>○はい。ないようですので、それでは、整理番号1及び2について、原案どおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員 挙手)</p>
議長	<p>○ありがとうございました。全会一致ですので、議案第40号の農用地利用集積計画策定に係る意見のうち整理番号1及び2は、承認することに決定をいたしました。</p> <p>2番委員の入室を許可します。</p> <p>(2番委員員 議場入室)</p>
議長	<p>○続きまして、農用地利用集積計画策定に係る意見のうち、3番以降について、審議をしたいと思います。</p> <p>3、4、5、6番が私の担当ですので報告をしたいと思えます。整理番号3、これが4筆あるんですけども、この4筆とも、青果用のサツマイモがつくられております。</p> <p>設定を受ける者が、青果用サツマイモが主体の認定農業者の方で、機械、労働力も、充実しており、何の問題もないと思います。</p> <p>また、この設定する者は義理の兄弟ということで、ありまして、使用貸借となっております。</p> <p>8月23日に推進委員、借人立ち会いのもと、現地を確認いたしました。</p> <p>また、設定する者に対しては電話で確認をしております。</p> <p>申請どおり間違いありませんでした。</p> <p>4番のほうですけれども、これも、設定を受ける者が3番と同じで、ここも全部、青果用イモが作付されておりました。</p> <p>利用権を設定する者と設定を受ける者、この二人は親子でありまして、二人とも電話で確認して、間違いありません。</p> <p>5番も同様です。現地では青果用イモを作付しました。</p> <p>双方電話で内容を確認しました。</p> <p>6番に関しましては、利用権を設定を受ける者は、現在、次世代人材育成事業というんですか、これを使って農業に参入をしている若手の農家です。</p> <p>現地には、でん粉原料用甘しょが作付されております。</p> <p>利用権の設定をする者は、池之久保在住のたばこ耕作する農家の方で、これも電話で確認をしました。</p> <p>申請内容は、間違いありませんでした。以上です。</p>
5番委員	<p>○5番です。整理番号7について報告したいと思います。</p> <p>21日の日に、借人と推進委員とで、現地を調査いたしました。</p> <p>貸人は市内在住ですが土地持ちの非農家、サラリーマンの方です。</p> <p>借人は、認定新規就農者ということで、父親とは経営が別でして、安納イモ等を経営しているということです。</p> <p>現地も安納イモを作付しておりました。</p> <p>シカ被害の悩みもありそうですが、頑張っておられる若手の</p>

1 番委員

やる気のある農家で、申請どおり間違いないということです。

○1番です。8から14番まで私の担当ですので、報告をさせていただきます。

8から13につきましては、利用権の設定を受けるが、同じということでございます。

まずは8ですが、利用権の設定をする者貸人に関しましては、安納軍場在住の方でございます。土地持ち非農家ということでございます。

この方は少し体がちょっと悪いもんですから娘さんが、榕城地区のほうに住んでるということで、その方と電話連絡、また畑のやりとりも代理人としてやってるということでございます。

利用権の設定を受けるものに関しましては、安納において、畜産、園芸を中心とした大規模経営法人です。

双方確認いたしました。間違いございませんでした。この農地は、ちょうど県道沿いにある農地でありまして、安納イモを作付しておりました。

9番に関しましては、利用権を設定をするものに関しては、受ける者の法人の代表者ということですが、

代表者から法人へ農地を提供するという御理解をいただきたいと思っております。

農地といたしましては、安納の保育園の近くにある農地でありまして、安納イモ芋を植えておりました。

10番につきましては、利用権の設定をするものに関しましては、法人の代表者と兄弟関係にあります。

11番に関しまして、畑がちょっと、数筆かありましたが、全部見たところ、安納イモを植えておられます。

鹿児島在住ということで、設定をするものに関しましては、電話で確認をしております。

12番の農地に関しましては、安納の野球場におりる道沿いである農地でありまして、安納イモを植えておられます。

利用権設定する者は、労働力不足により規模縮小したいということで、契約になったということです。

13番につきましては、下郷地区にある農地でありまして、設定をする者は、今施設に入所しておられます、土地持ち非農家です。

横浜のほうに住んでおります娘さんと連絡をとって、今回の申請を確認しました。下郷地区にありまして、現在は牧草を植えておられました。間違いございませんでした。

14番の利用権の設定をする者に関しましては、峯地区在住の土地持ち非農家でございます。

設定を受ける者に関しましては安納イモ等を中心とした園芸農家でございます。

今回は、峯地区にある4筆の畑でした。すべて安納イモを植えておられました。

設定をする者に関しましては、ちょっと足が悪いもんですから、自宅を訪問して確認をとっております。

双方確認して、申請通り間違いありませんでした。以上です。

2 番委員

○2番です。整理番号15番から30番までを報告させていただきます。

まず、15番から19番まで、同じ利用権設定を受ける者なので、報告させていただきます。

設定を受ける方は、現和西俣在住の建設業と農業を営む方で、安納イモとバレイショを中心に経営している方です。

現地は、8月20日に推進委員の方と3名で回っております。

15番に関しましては、畦畔を取り除いて、二つの畑として使っておられます、現在安納イモを植えておられました。

それから17番の畑に関しましては、15番の畑と隣り合わせということで、同じように、一つの畑にして、安納いもを植えておられました。



利用権を設定する方に聞きましたら、農地を集積したいという要望があったということで、同意したいと、確認をとっております。

16番は5筆になってましたが、ここも、一つの畑にしまして、安納イモを植えておりました。

下石寺の道沿いの畑でありまして、利用権を設定する方は、下石寺在住の方です。

こちらにも安納イモを植え付けております。

19番の方は、設定をする者は、南種子在住の方ですが、この方と設定を受ける者が知り合いということで了解を得たと聞いております。

20番ですが、設定を受ける方は、小牧野在住の農家の方で、畑は下石寺にあります。

設定をする方は、下石寺在住の16番と同じ方です。現在、キビの植付け前だということで畑を耕耘している状態でありました。

21番から30番までは、設定を受ける方が同じ方になります。

設定を受ける方の奥様が、川迎出身ということで川迎中心に畑を借り入れるということで、奥様のお父さんから借り受けるということになっています。安納イモを中心とした園芸農家です。

22番と24番が、スナップの準備をしている畑でございました。

大型農家であり、認定農業者でもあるので、技術的にも問題ないと確認しております。

設定をする者には電話で確認しました。双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

3 番委員

○3番です。整理番号31番から38番は、借人が同一ですので、一括して報告いたします。

8月21日、推進委員、土地借人立ち会いのもと、現地調査を行いました。

借人は、水稻・安納イモ・サトウキビを作付する国上校区在住の認定農業者です。

圃場が幾つもありますが、それぞれ、安納イモ、サトウキビ、でん粉イモ、ジャガイモ等をつくる準備をしておりました。

農業機械についても一式そろっており、経営技術についても申し分ありません。

なお、それぞれの貸人には、電話や直接お会いして確認をしております。

以上、双方確認の結果、許可相当と考えます。

整理番号39番について報告いたします。

8月21日に、借人立ち会いのもと、現地調査を行いました。

借人は、安納イモ・バレイショ・スナップエンドウ等を作付する国上校区在住の担い手農家です。

現地には、安納イモを作付しておりました。

農業機械については、一式そろっており、経営技術についても、申し分ありません。

なお、貸人には電話にて確認をしております。

以上、双方確認の結果、許可相当と考えます。以上で説明を終わります。

6 番委員

○はい、6番です。

整理番号40と41は、利用権の設定を受ける者が同一人物でございまして、まとめて報告をいたします。

借人は、貸人と同一集落に住む、キビ・安納イモ・ジャガイモ等を大規模経営している認定農業者でございまして。

借人の規模拡大により、今回、賃借権の設定するものです。

現地を8月19日に確認をしたところ、40番、41番の畑とも安納イモが植えられてました。

借人は機械等も一式そろっており、技術的にも何ら問題ないと思っております。

貸人には電話で確認をとっております。  
 整理番号42番・43番の利用権の設定を受ける者が同一人物でございますのでまとめて報告いたします。  
 8月19日に現地を確認しました。  
 借人は、貸人と同一集落に住む認定農業者でございます。今回、規模拡大により賃借権の設定するものです。  
 借人は、キビ・安納イモ・ゴーヤ・スナップ等を生産しております。申請地は、ゴーヤの後片づけ等行っておりました。  
 もう1筆のほうには、ハウス2棟を建ててスナップ・ゴーヤ・安納いもの育苗等を行っております。  
 借人は機械類も一式そろっており、技術的にも何ら問題ないと思っております。  
 なお、貸人双方には電話で確認をとっております。  
 以上でございます。

8番委員

○8番です。44番から47番につきまして、昨日、推進委員と設定を受ける者の立ち会いのもと、現地を確認いたしました。44番で45番が設定を受ける者が同一人物でございます。  
 園芸主体で主に安納イモ・ソラマメを作付しております。  
 設定をする者につきましては、電話で確認をいたしております。ただ、44番の設定期間が1年ということは、来年の夏以降に設定をする者がサトウキビを植えたいという計画があるため、一年という期間の設定をしております。  
 46番47番の設定を受ける者は、安納軍場在住の園芸農家で、安納イモ・ジャガイモを大規模経営する方でございます。  
 設定をする者につきましても、2名とも電話で確認をとっております。  
 設定を受ける者は農業機械・労働力、何ら問題なく、申請通りだと確認をいたしたところでございます。以上です。

10番委員

○10番です。整理番号48・49について、借人が同一のため、同時に報告いたします。  
 8月21日、借人、推進委員の3名で現地確認を行いました。  
 借人は、現和在住の認定農業者であります。  
 48の貸人については、謀自治会です。  
 49においては、貸人との親戚関係ということで、使用賃借として申請を出したとのことでした。  
 両農地ともに、すでに加工用のイモが作付けされておりました。  
 後日、両貸人と電話にて確認しております。双方確認の上、許可相当と考えます。以上です。

12番委員

○整理番号50について報告いたします。  
 8月20日、夕方6時、借人立ち会いのもと現地調査を行いました。  
 借人は、安納イモ・サトウキビ・ジャガイモ等作付けする現和校区在住の認定農業者です。  
 畑は、明孝田9497番の2はヤマイモ、ほかは、安納イモを植えておりました。  
 農業機械も一式そろっており、経営技術においても、何ら申し分ありません。  
 貸人とは、電話にて確認をとりました。双方確認の結果、許可相当と考えます。  
 番号51・52・53は、借人が同一人ですので、あわせて報告いたします。  
 8月23日、朝7時、借人立ち会いで現地調査を行いました。  
 借人は、安納イモ・米・肉用牛を生産する現和校区在住の認定新規就農者です。  
 貸人3人は、高齢のため、離農したいようです。  
 借人は、畑に安納イモを植えておりました。  
 農業機械も一式そろっており、経営技術においても何ら申し分ありません。  
 貸人とは、51番は本人に、52番は入院中のため、畑を管理

		<p>している妹さんへ、53番も入院中のため、娘さんに確認をとりました。</p> <p>双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。</p>
13番委員		<p>○13番委員です。整理番号54について報告いたします。</p> <p>8月20日、借人及び担当推進員立ち会いのもと、現地調査を行いました。</p> <p>借人は園芸を中心に作付する認定農業者でございます。</p> <p>貸人は、夫がなくなり高齢のため、近所である借人に相談し、今回の申請となったようでございます。</p> <p>現地には、安納いもが作付されておりました。</p> <p>農業機械についても一式そろっており、認定農業者として経営技術についても申し分ございません。</p> <p>貸人には電話で相違ないことを確認しており、許可相当と考えます。以上です。</p>
議長		<p>○ありがとうございました。ただいまから、審議に入ります。</p> <p>事務局並びに担当委員のから報告説明がありました。この件に対して皆さんのほうから何か質疑等ありましたら挙手をお願いいたします。</p>
		(挙手なし)
議長		<p>○それでは、採決をとります。</p> <p>農用地利用集積計画策定に係る意見について、整理番号3以降について、原案どおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p>
		(全員挙手)
議長		<p>○ありがとうございました。</p> <p>全会一致ですので、議案第40号農用地利用集積計画策定に係る意見はすべて原案どおり承認することに決定いたしました。</p> <p>本日の議事日程はすべて終了いたしました。</p>
4. その他	事務局長	<p>○次は、4 その他であります。</p> <p>事務局から、資料に基づきご説明いたします。</p>
	事務局	<p>(9月のスケジュールについて、資料により説明)</p> <p>(人農地プランの実質化の座談会について、資料により説明)</p> <p>(事務局からの連絡事項について、資料により説明)</p>
	事務局長	<p>○事務局からは、以上であります。</p>
5. 閉会	事務局長	<p>○以上をもちまして、令和2年8月西之表市農業委員会定例総会を閉会します。お疲れ様でした。</p>

11時23分閉会

西之表市農業委員会会議規程第10条の規定により署名する。

令和2年9月24日

西之表市農業委員会 会長 ㊟

西之表市農業委員会 6番委員 ㊟

西之表市農業委員会 7番委員 ㊟